

| | |
|---|-------------------------------|
| 会議の名称 | 平成28年度第2回八雲町介護保険事業運営委員会 |
| 日時 | 平成28年11月30日(水) 13時30分から14時00分 |
| 場所 | 八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室 |
| 出席者 | 委員19名(欠席2名) 傍聴者0名 |
| 会議の処理、てん末 | |
| ○平成28年度第2回介護保険事業運営委員会 | |
| 1. 開会宣言 | |
| <p>○保健福祉課長より</p> <p>本日はお忙しい中、また足下の悪い中、本会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より委員の皆様方には町の保健福祉行政に推進に対してご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>まず、開会にあたりまして岩村町長よりご挨拶申し上げます。</p> | |
| 2. 町長挨拶 | |
| ○町長より開催にあたっての挨拶 | |
| 3. 議題 | |
| <p>○保健福祉課長より</p> <p>これより先の議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p> <p>○会長より</p> <p>皆様、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。只今より、平成28年度第2回八雲町介護保険事業運営委員会を開催いたします。</p> <p>本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例各号に規定する非公開情報が含まれておりませんので全部公開として開催したいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。</p> <p>《異議なし》</p> | |
| (1) 協議事項 | |
| ①八雲町指定地域密着型(介護予防)サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について | |
| <p>○会長より</p> <p>それでは、3, 議題(1)協議事項でございます①八雲町指定地域密着型(介護予防)サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について協議に入らせていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、皆様ご承知の通り、介護保険法の改正に伴った町の条例改正になります。事務局からどういう点をどのように改正を進めたいのか説明いただいた上で、皆様から貴重なご意見をいただければ幸いです。事務局より説明を求めます。</p> <p>○事務局より</p> <p>資料の1ページをご覧ください。(1)協議事項①八雲町指定地域密着型(介護</p> | |

予防) サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

1、改正の趣旨でございますが、介護保険法等の改正により平成28年度より利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所については、地域密着型サービスの「地域密着型通所介護事業所」へ移行いたしました。これに伴い当該サービスの人員等について定めるため、今回条例の一部を改正するものです。なお、条例の制定まで1年の経過措置が設けられており、条例制定までの期間は省令により運営される事から、当町では経過措置を活用して条例を制定いたします。

2、改正する条例につきましては、「八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」と「八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」になります。

3、主な改正内容につきましては、地域密着型サービスの一つとして地域密着型通所介護の基準の追加と、認知症対応型通所介護に地域との連携に関する基準を追加し、運営推進会議の設置について義務付けます。

次に2ページをご覧ください。4、条例制定にあたっての省令の考え方につきましては、国が示す省令を参照して、地域の実情に応じて基準を制定することとされ、その基準は「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」のいずれかによって町独自の内容とできるかどうか定められております。

今回の改正は国において検討が重ねられ、パブリックコメントの結果を踏まえて実施されるものであることから「従うべき基準」及び「標準」については国の省令どおりとし、「参酌すべき基準」について独自基準案の検討を行いました。

5、独自基準案についての検討につきましては、非常災害対策について基準省令に本町独自の基準として、社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害を想定した非常災害対策の実施について明文化いたしました。表にあります本町独自の基準欄「2」の下線が引かれている部分になり、「指定地域密着型通所介護事業者は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特殊性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。」という部分が独自の基準になります。なお、3ページ中段に記載されております地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにつきましても、平成25年4月の条例制定の際に同様の基準を規定しております。

6、今後のスケジュールであります。本日、第2回介護保険事業運営委員会においてご説明いたしました後、12月上旬の議会文教厚生常任委員会にて概要説明、12月下旬の広報1月号において1月上旬から2月上旬までパブリックコメント募集について掲載した上で実施し、その結果を踏まえて3月の定例議会へ上程し、平成29年4月1日の条例施行を予定しております。

なお、4ページから5ページには参考として条例の体系を記載してございます。

以上で協議事項①の説明とさせていただきます。

○会長より

ただ今の事務局の説明について、質問、意見等ございましたら発言願います。

○委員より

資料2ページの独自基準案について、国の省令に加えて非常災害対策を講ずるといような文言となっていて、事業所側としては、現在も対策を講じているが、条例で義務付けられるということで具体的に町の方で事業所へ技術的支援等を行うと考えて作成しているのか。国の基準に比べると少々厳しいのではないかと感じている。町としてどのように考えているかご教示いただきたい。

○事務局より

既に、平成25年4月に、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホームについては、条例において国の基準以上の参酌すべき基準において、今回の協議内容と同様に制定させていただいております。

また、北海道の指定を受けている事業所においても同様に定められており、町内には、北海道の指定を受けている事業所もあることから、整合性を図るべく定めているところでございます。当時、東日本大震災等の大きな災害もあったことから、自然災害について明文化させていただいております。各事業所においては、火災等に対する訓練等を行っていることとは思いますが、自然災害対策を加えた訓練等について、段階を踏んで、計画的に行っていただきたいと町としては考えております。あくまで、今回初めて定める基準ではなく、以前からある地域密着型事業所と同様となりますので、ご理解いただければと思います。

○委員より

条例改正により、地域密着型通所介護に変わることにより、利用者に対して、何か影響はあるのか。そして、町内に該当する事業所は何か所あるのか。また、介護報酬について影響は生じるのかについても併せてご教示いただきたい。

○事務局より

利用者の方々につきましては、今回の改正において、変化や影響が生じることは特にございませぬ。また、介護報酬についても、制度が変わる前に定員が18人以下ということで北海道に届出をしておりますが、今回の改正により、地域密着型通所介護へ移行したことに対して介護報酬の変更は無く、影響はございません。

また、八雲町内の事業所としては、八雲地域では、社会福祉協議会のデイサービスセンター、また、熊石地域では、熊石敬愛会へ委託しているデイサービスセンターの2か所となっております。

○会長より

他に何か質問等ございますか。

(質問等なし)

②総合事業実施に係る関係条例の一部改正について

○会長より

続きまして、②総合事業実施に係る関係条例の一部改正について事務局より説明

を求めます。

○事務局より

資料の7ページをご覧ください。②総合事業実施に係る関係条例の一部改正についてご説明いたします。

1、改正の趣旨といたしましては、8月30日に行われました運営委員会におきましてご審議いただきました総合事業を実施するにあたり、関係条例を改正するものです。

2、改正する条例につきましては、「八雲町介護保険条例」「八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例」「八雲町ホームヘルプサービス事業実施条例」「八雲町デイサービス事業実施条例」「八雲町熊石デイサービスセンター条例」の5つの条例になります。

3、主な改正の内容について、まず(1)訪問介護関係につきましては、「八雲町介護保険条例」「八雲町ホームヘルプサービス事業実施条例」に『(介護保険)法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業』の規定を加えます。

(2)通所介護関係につきましては、「八雲町介護保険条例」「八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例」「八雲町デイサービス事業実施条例」「八雲町熊石デイサービスセンター条例」に『(介護保険)法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業』の規定を加えます。

4、今後のスケジュールにつきましては、本日の第2回介護保険事業運営委員会においてご審議いただき、12月上旬の議会文教厚生常任委員会において、概要説明後、平成29年3月上旬に条例(案)について定例議会へ上程を行い、平成29年4月1日の条例施行を予定しております。

なお、総合事業実施にあたり必要となる事項を定めた要綱につきましては、8月30日に開催されました第1回介護保険事業運営委員会での承認を受けております。その後、「八雲町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(案)」のパブリックコメントを10月3日～11月2日まで実施いたしましたが、公募意見が無かったことから、要綱(案)どおり、今後制定を進めたいと考えております。

○会長より

ただ今の事務局の説明について、質問、意見等ございましたら発言願います。

(質問等なし)

4. その他

○会長より

その他について何かございますか。

○事務局より

本年3月の介護保険事業運営委員会において、第6期に整備を予定しておりました小規模多機能型居宅介護事業所について現状を踏まえた上で、計画どおりの整備が可能か否かを皆様方に協議いただいております、本来は平成28年度中に整備を行う予定になっておりましたが、今年度に関しては整備をできる状況ではないという事で皆様からご意見をいただいております。そのときの約束事として、一定の期間

を設けた上で再検討する必要があるのではないかという事で運営委員会が終了しております。

次回の運営委員会は、平成29年2月下旬の開催を予定しており、再度、八雲町内の小規模多機能型居宅介護事業所の整備にあたって、様々な事業所への影響について数字を検証しながら、第6期の平成29年度中に整備が可能か否かについて皆様に協議していただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、資料につきましては、通常より早い段階で皆様にお渡しさせていただき、十分検討する時間を提供した上で、運営委員会を開催させていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、今後の八雲町の介護保険事業において、重要な案件でございますので、ぜひご出席の程よろしくお願いいたします。

5. 閉会宣言

○会長より

以上をもちまして、平成28年度第2回八雲町介護保険事業運営委員会を閉会いたします。